

資 料

I（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま策定経過

日 付		内 容
令和元年 11 月 29 日 ～令和 2 年 2 月 5 日	企業アンケート①	・福島市工業振興計画策定に係る 企業意識調査
令和 3 年 1 月～2 月	企業アンケート②	・福島市工業振興計画策定に係る 事業環境調査
令和 3 年 5 月 27 日	定例部長会議	・策定方針について ・策定要綱（案）について ・策定スケジュール（案）について
令和 3 年 8 月 19 日	第 1 回策定有識者 懇談会	・委嘱状交付 ・策定の概要について ・素案（案）について
令和 3 年 10 月 13 日	第 2 回策定有識者 懇談会	・素案（案）について
令和 3 年 12 月 9 日	定例部長会議	・素案の決定
令和 3 年 12 月 22 日 ～令和 4 年 1 月 21 日	パブリック・コメン ト実施	・新たな産業未来ビジョンふくし まの素案
令和 4 年 2 月 24 日	定例部長会議	・パブリック・コメントの結果 ・新たな産業未来ビジョンふくし ま原案の決定
令和 4 年 2 月 25 日	第 3 回策定有識者 懇談会	・原案の報告

Ⅱ（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま策定有識者懇談会委員名簿

（敬称略）

No.	区 分	氏 名	所 属 等
1	商 業・ サービス	坪井 大雄	福島商工会議所 副会頭
2		福地 雅人	（株）仲見世 代表取締役
3		伊藤 翼	（株）いちい 常務取締役
4		渡辺 あゆ美	銀座に志かわ福島卸町店 店長
5	工 業	佐藤 慶行	福島県鉄工機械工業協同組合 理事長
6		中野 朗宏	（株）NAKANO 代表取締役
7		伏見 雅英	（株）ミューラボ 代表取締役
8		村山 由美子	（株）丹坊本店 代表取締役
9	I C T	中野 友登	（株）オーダーメイドジャパン 代表取締役
10		阪谷 聡	福島キヤノン（株） 人事施設部長
11	学識経験者	藤原 遥	福島大学経済経営学類 准教授
12		西内 みなみ	桜の聖母短期大学 学長

Ⅲ（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま策定要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま（以下「産業ビジョン」という。）の策定に関し、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 産業ビジョンは、福島市総合計画で定める商業及び工業の振興を総合的かつ横断的に取り組むため、将来の本市の商工業のあるべき姿を目指して策定するものである。

2 産業ビジョンは、平成21年3月策定の福島市商業まちづくり基本構想、平成28年3月策定の福島市工業振興計画における構想・施策・事業を見直し、本市の商工業が持続可能な産業として発展するため、一体的に捉えた新たな産業ビジョンとして策定するものである。

（計画期間）

第3条 産業ビジョンの計画期間は、令和4年度から令和7年度までとする。

（計画策定組織の設置）

第4条 産業ビジョンの策定を推進する庁内組織は、定例部長会議をもって充てる。

2 産業ビジョン策定に関し、広く産業界及びその関係団体また有識者から専門的な意見を聴くため、（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま策定有識者懇談会を設置する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、産業ビジョンの策定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

IV（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま策定有識者懇談会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしま策定要綱第4条第2項に規定する産業未来ビジョンふくしま策定有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、産業ビジョンの策定に関して、その専門的な見地から意見を
する。

（組織）

第3条 懇談会は、委員13名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる区分のうちから選任されたものを、市長が委嘱する。

- （1）産業関係機関及びその団体
- （2）企業
- （3）学識経験者
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から（仮称）新たな産業未来ビジョンふくしまの策定までとする。

（会長及び副会長）

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第7条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、説

明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、商工観光部商工業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。



新たな産業ビジョン未来ふくしま

令和4(2023)年3月発行

編集・発行：福島市商工観光部商工業振興課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話番号 024-525-3721 (直通)

Eメール syou-rou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp>
